

教会保全基金規約

(決定)

(名称)	第1条 この基金は、教会保全基金(以下「基金」という。)と称する。
(目的)	第2条 カトリック長崎大司教区(以下「長崎教区」という。)にとってすべての教會は同じように価値あるものである。しかし、文化財に指定されているが故に保全に多額の支出を伴う場合、あるいは共同体が少人数であるが故に保全の支出を計上できない場合等がある。この基金は、教会をはじめとした長崎教区所有の資産に関する、当該共同体のみでは保全できない場合に限り、その費用の一部または全部を助成することともに、その資金の確保を図ることを目的とする。
(対象)	第7条 基金より助成を受けるためには、次の各号のいずれかに該当していなければならぬ。(1)世界遺産や文化財指定された資産が、別に定める「包括的維持管理計画」に沿った大規模な補修を行うとき。(2)当該共同体が少人数であるが故に、資産の補修を単独では行えないとき。(3)自然災害等不可抗力の理由による復旧工事で、助成が適切であると認められるとき。(4)その他教区顧問会が適切であると認めるとき。
(基金の構成)	第3条 基金は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。(1)国宝大浦天主堂拝観料の一部。その割合は別に定めるものとする。(2)長崎の教会を後世につなぐ基金からの練入金。(3)國庫補助を伴う補修事業に対する指定寄附金。(4)補修事業に伴う国、県および市町からの補助金。(5)財産から生じる収入。(6)その他の収入。
(細則)	第8条 教区顧問会は、財政上必要があると認めるとときは、確実な練戻しの方法、期間を定めて、基金に属する現金を不動産取得資金に練り替えて運用することができる。
(附則)	第9条 本規約の施行について必要な細則は、教区顧問会の議決を経て、代表役員がこれを定める。
(申請)	第4条 基金を管理するのは教区顧問会である。
(管理)	第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
(申請)	第5条 基金より助成を受けるためには、長崎教区顧問会が定める書式に従って申請するものとする。

関連施設管理および整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)	第1条 この要綱は、カトリック長崎大司教区(以下「教区」という。)が所有する関連施設の管理について、および整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。
(定義)	第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。(1)関連施設：殉教地および殉教者を想起させる記念碑等、教会歴史に関する土地および記念碑等、記念館、天然記念物、太陽光発電等の事業を伴う場所および設置物、その他それに類するもの。(2)整備事業：関連施設の整備及び修繕で、教区長もしくは関連施設の存する当該地区の地区長が認めたものをいう。その際、将来にわたって維持管理可能な検討を行いうものとする。
(関連施設の整備事業)	第4条 前条の分類により、整備事業を行う主体は、その管理者とし、次の通り定める。 (1)前条第1号に定める関連施設の整備事業は教区が行う。(2)前条第2号に定める関連施設の整備事業を行う場合であつて費用が高額となる場合、管理者はその所属する地区評議会に諮り、当該地区評議会もしくは当該地区に所属する小教区全体に寄付等の援助を申し入れる。さらに教区に補助金を求める場合には、当該地区長および管理者の連名でもつて、補助金交付を申請するものとする。
(交付の決定)	第7条 教区顧問会は提出された申請書の内容を吟味し、補助金の是非を決定する。教区顧問会は申請書を受け取つてから3ヶ月以内に、その是非を文書で管理者に伝えるものとする。
(交付申請書の添付書類等)	第6条 補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。 (1)事業計画書(写真付きで説明されるものが望ましい) (2)収支予算書 (3)その他教区長が必要と認める書類
(細則)	第1条 本規定は、2015年9月15日開催の教区顧問会の決議と同日の高見三明大司教の承認によつて、2015年10月1日より発効する。 第2条 第3条第1項第1号に定める「国宝大浦天主堂拝観料の一部」とは、2015年7月1日に値上げした分のうち、「大浦天主堂物語」の本代として長崎の教会群インフォメーションセンターに納入すべき額を差し引いた額とする。
(附則)	第2条 第3条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条
(その他)	第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教区顧問会の議決を経て、教区長が別に定める。
上記の規程に關わらず、拝観料や入場料を一般より徵収し、かつ小教区で採算立て制をとつている関連施設に関するものは、原則として補助金は出さないものとする。	
(附則)	第1条 本要綱は、2016年3月14日開催の教区顧問会の決議と同日の教区長の承認によつて、2016年4月1日より発効する。

